

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第29号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第4項中「規則で定める様式による申請書にその理由等を記載して」を「その理由を記載した申請書を」に改め、同条第5項中「納税者又は特別徴収義務者に規則で定める様式による通知書により」を「記載した通知書により、納税者又は特別徴収義務者に」に改める。

第13条第1項中「規則で定める様式による納税管理人申告書（以下「納税管理人申告書」という。）」を「納税管理人申告書」に改める。

第14条第3項中「規則で定める様式による納入通知書（以下「納入通知書」という。）」を「納入通知書」に改める。

第28条第7項中「規則で定める様式による」を削り、同条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第35条第1項中「規則で定める」を「定めるものとする」に改め、「（次条において同じ。）」を削る。

第40条の3、第40条の4及び第44条第1項中「規則で定める様式による」を削る。

第45条の10中「規則で定める様式による通知書（以下「通知書」という。）」を「通知書」に改める。

第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第51条、第51条の2第1項、第52条並びに第57条第2項及び第3項中「規則で定める様式による」を削る。

第65条第1項を削り、同条第2項中「前項の納税通知書」を「固定資産税の納税通知書（前条第2項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する納税

通知書を除く。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条第2項及び第70条第1項中「規則で定める様式による」を削る。

第78条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第82条を次のように改める。

（種別割の納税通知書）

第82条 種別割の納税通知は、納税通知書により行う。

第85条第2項中「規則で定める様式による」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 軽自動車等の種別

第86条第2項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、「規則で定める様式による」を削り、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「規則で定める様式による」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなけ

ればならない。

第87条第8項中「き損」を「毀損」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第87条の2第4項中「規則で定める様式による」を削り、同条第8項中「き損」を「毀損」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第102条及び第103条中「規則で定める様式による」を削る。

第136条の3第2項中「規則で定める様式による」を削り、同項第2号中「地番」の次に「、地目」を加える。

第141条第3項中「規則で定める様式による」を削る。

第144条第1項中「規則で定める様式による」を削り、同項に後段として次のように加える。

申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第144条第2項を削る。

第146条の8及び第146条の12第2項中「規則で定める様式による」を削る。

附則第8条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第19条の4中「、第32項、第34項、第38項若しくは第45項」を「から第33項まで若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第78条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。